

# 参 考 資 料

平成29年 4 月

人 事 院

# 目 次

## 1 民間企業の退職給付調査の実施状況

第1表	調査の状況	1
第2表	産業別標本企業数の状況	1
第3表	退職事由別退職者数、平均退職時年齢及び平均勤続年数の状況	2

## 2 民間における退職一時金・企業年金制度の概要

第4表	退職給付制度の普及状況	3
第5表	退職給付制度がない理由の状況	3
第6表	退職一時金制度の種類と算定方式の状況	4
第7表	企業年金の種類別の状況	5
第8表	厚生年金基金の導入状況	6
第9表	標準掛金の事業主負担割合の状況	7
第10表	確定拠出年金（企業型）におけるマッチング拠出制度の導入状況	7
第11表	企業年金の種類別選択一時金制度の状況	8
第12表	企業年金導入時の原資の状況	8

## 3 民間における退職一時金・企業年金の支給状況の概要

第13表	企業規模別、勤続年数別、退職事由別退職者数及び平均退職給付額	9
------	--------------------------------	---

## 4 公務における退職手当及び共済年金給付制度の概要

(1)	退職手当及び共済年金給付の支給状況	13
(2)	国家公務員の退職手当制度の概要	14
(3)	国家公務員の共済年金給付制度の概要	16

## 5 米英独仏における公務員年金制度の概要

18

- (注) 1 企業規模別は、抽出区分（1,000人以上、500～999人、100～499人、50～99人）の別で集計。
- 2 企業年金現価額は使用者拠出分を集計。
- 3 各表中「－」とあるのは、該当数値のないことを示す。
- 4 各表中「x」とあるのは、個人情報保護の関係から非表示とした箇所である。
- 5 この調査は標本調査であり、結果表に記載している数値は、産業別・企業規模別の抽出率及び回収率の逆数を乗じて母集団に復元したものである。また、数値は表章単位未満を四捨五入したものであるため、端数処理の関係から表の計と内訳の合計が一致しないものがある。

## 1 民間企業の退職給付調査の実施状況

第1表 調査の状況

(単位:社)

項目 \ 企業規模	規模計	1,000人以上	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
調査対象企業数 (母集団企業数)	41,963	2,044	2,845	22,615	14,459
標本企業数	7,355	1,128	1,340	2,544	2,343
集計企業数	4,493	720	826	1,524	1,423

第2表 産業別標本企業数の状況

(単位:社)

産業 \ 企業規模	規模計	1,000人以上	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	661	74	91	240	256
製造業	1,910	326	374	618	592
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	1,206	193	224	402	387
卸売業、小売業	702	130	155	215	202
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	776	136	123	307	210
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	2,100	269	373	762	696

第3表 退職事由別退職者数、平均退職時年齢及び平均勤続年数の状況

企業規模・退職事由	退職者数 人	構成比 %	平均退職時年齢 歳	平均勤続年数 年
規模計	119,803	100.0	57.3	34.1
定年	72,289	60.3	60.1	36.5
会社都合	25,895	21.6	53.6	31.5
早期退職優遇	5,906	4.9	54.9	32.6
希望退職	11,709	9.8	52.1	30.0
その他	8,279	6.9	54.8	32.7
自己都合	18,404	15.4	51.9	29.0
役員就任	3,215	2.7	54.8	31.6
1,000人以上計	70,954	100.0	57.1	34.8
定年	40,249	56.7	60.1	37.8
会社都合	19,888	28.0	53.7	31.8
早期退職優遇	4,586	6.5	54.7	32.6
希望退職	8,562	12.1	52.2	30.2
その他	6,741	9.5	55.0	33.2
自己都合	9,335	13.2	51.7	29.3
役員就任	1,481	2.1	54.3	31.6
500人以上1,000人未満計	15,566	100.0	57.1	33.6
定年	9,214	59.2	60.2	36.3
会社都合	2,942	18.9	53.2	30.5
早期退職優遇	644	4.1	55.1	32.3
希望退職	1,817	11.7	52.2	29.5
その他	481	3.1	54.4	31.9
自己都合	2,941	18.9	51.6	28.6
役員就任	470	3.0	55.1	31.8
100人以上500人未満計	29,252	100.0	57.9	32.9
定年	19,767	67.6	60.2	34.5
会社都合	2,942	10.1	53.2	30.2
早期退職優遇	620	2.1	55.9	32.6
希望退職	1,330	4.5	51.3	29.3
その他	993	3.4	53.9	29.9
自己都合	5,454	18.6	52.4	28.6
役員就任	1,089	3.7	55.4	31.9
50人以上100人未満計	4,032	100.0	58.5	32.4
定年	3,060	75.9	60.1	33.5
会社都合	122	3.0	56.4	33.5
早期退職優遇	58	1.4	57.4	34.6
希望退職	—	—	—	—
その他	65	1.6	55.5	32.6
自己都合	675	16.7	52.4	28.2
役員就任	174	4.3	53.7	29.9

## 2 民間における退職一時金・企業年金制度の概要

第4表 退職給付制度の普及状況

(単位:%)

項目	企業規模				
	規模計	1,000人以上	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
退職給付制度がある	92.6 (100.0)	98.3 (100.0)	96.6 (100.0)	94.9 (100.0)	87.1 (100.0)
退職一時金制度がある	(88.0)	(80.1)	(80.6)	(86.3)	(93.6)
退職一時金制度のみ	(48.3)	(12.7)	(23.3)	(44.6)	(66.2)
退職一時金制度と企 業年金制度を併用	(39.6)	(67.5)	(57.3)	(41.8)	(27.4)
企業年金制度がある	(51.7)	(87.3)	(76.7)	(55.4)	(33.8)
企業年金制度のみ	(12.0)	(19.9)	(19.4)	(13.7)	(6.4)
退職給付制度がない	7.2	0.7	2.6	5.1	12.4
不明	0.2	1.0	0.7	—	0.4

(注) 1 事務・技術関係職種の従業員がいる企業41,314社について集計した。

2 ( )内は退職給付制度がある企業を100とした場合の割合を示す。

第5表 退職給付制度がない理由の状況

(単位:%)

理由	企業規模				
	規模計	1,000人以上	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
従業員の流動性が高いことや 設立から間がないことなどか ら従業員の在職期間が短い	50.0	50.7	40.1	51.1	49.6
年俸制、出来高払い制など従業 員の短期的な実績を重視した賃 金体系の中で処遇をしている	34.7	31.3	25.4	38.8	32.5
定年制がない	5.5	—	8.2	4.7	5.8
その他	21.5	18.0	33.2	16.7	24.1
不明	1.9	—	3.9	—	3.1

複数  
回答

(注) 退職給付制度がない企業2,978社について集計した。

第6表 退職一時金制度の種類と算定方式の状況

(単位:%)

項目	企業規模					
	規模計	1,000人以上	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満	
退職一時金制度がある	81.4 (100.0)	78.7 (100.0)	77.9 (100.0)	82.0 (100.0)	81.6 (100.0)	
退職一時金制度の種類(複数回答)	退職一時金(社内準備)	(80.7) [100.0]	(98.9) [100.0]	(94.9) [100.0]	(85.3) [100.0]	(68.1) [100.0]
	退職時の基本給の全部又は一部×勤続年数別支給率(+定額又はポイント制)	[44.6]	[20.5]	[31.7]	[47.3]	[47.5]
	別テーブル方式(退職金算定基礎給等×勤続年数別支給率)	[12.0]	[12.0]	[13.6]	[11.5]	[12.6]
	ポイント制	[25.7]	[51.1]	[40.3]	[26.5]	[14.9]
	定額方式	[6.9]	[2.8]	[3.4]	[6.8]	[9.0]
	その他	[5.5]	[10.5]	[8.0]	[4.3]	[6.0]
	不明	[5.3]	[3.2]	[2.9]	[3.5]	[10.0]
	中小企業退職金共済(特定業種退職金共済[建設業、清酒製造業、林業]を含む)	(27.4)	(0.3)	(5.8)	(22.2)	(43.4)
	特定退職金共済	(5.5)	(1.4)	(3.1)	(6.1)	(5.5)
	社会福祉施設職員等退職手当共済	(2.5)	(0.2)	(1.3)	(2.3)	(3.4)
	その他	(3.0)	(1.1)	(2.1)	(3.4)	(2.8)
不明	(1.1)	(0.6)	(1.0)	(0.5)	(2.3)	
退職一時金制度がない	18.4	20.3	21.4	18.0	18.0	
不明	0.2	1.0	0.7	—	0.4	

- (注) 1 事務・技術関係職種の従業員がいる企業41,314社について集計した。  
 2 ( )内は退職一時金制度がある企業を100とした場合の割合を示す。  
 3 [ ]内は社内準備による退職一時金制度がある企業を100とした場合の割合を示す。  
 4 「退職一時金(社内準備)」とは、退職一時金制度のうち、退職一時金の支払準備を企業内で行う制度をいう。

第7表 企業年金の種類別状況

(単位:%)

項目	企業規模				
	規模計	1,000人以上	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
企業年金制度がある	47.8 (100.0)	85.9 (100.0)	74.1 (100.0)	52.6 (100.0)	29.5 (100.0)
確定給付企業年金	(53.4)	(73.5)	(64.9)	(53.2)	(39.6)
確定給付企業年金(規約型)	(42.4)	(44.6)	(51.4)	(44.8)	(30.4)
確定給付企業年金(基金型)	(12.0)	(30.0)	(14.3)	(9.6)	(10.1)
確定拠出年金(企業型)	(37.7)	(55.7)	(43.6)	(36.2)	(31.5)
厚生年金基金	(19.4)	(8.3)	(11.4)	(19.4)	(28.1)
自社年金	(0.5)	(1.3)	(0.7)	(0.3)	(0.5)
その他	(7.8)	(5.1)	(5.3)	(8.4)	(8.4)
不明	(2.1)	(1.7)	(2.1)	(1.7)	(3.7)
企業年金制度がない	52.0	13.2	25.2	47.4	70.1
不明	0.2	1.0	0.7	—	0.4

複数回答

- (注) 1 事務・技術関係職種の従業員がいる企業41,314社について集計した。  
 2 ( )内は企業年金制度がある企業を100とした場合の割合を示す。  
 3 確定給付企業年金がある企業の割合は、確定給付企業年金(規約型)又は確定給付企業年金(基金型)の一方又は両方がある企業の割合である。



第8表 厚生年金基金の導入状況

(単位:%)

項目	企業規模				
	規模計	1,000人以上	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
厚生年金基金を導入していた時期がある	28.1 (100.0)	42.5 (100.0)	31.5 (100.0)	30.2 (100.0)	22.1 (100.0)
既に解散	(48.5) [100.0]	(34.4) [100.0]	(42.3) [100.0]	(50.7) [100.0]	(49.5) [100.0]
残余財産がある (見込みを含む)	[42.4] <100.0>	[50.4] <100.0>	[39.4] <100.0>	[42.1] <100.0>	[42.3] <100.0>
他の年金制度等へ移換済	<37.2>	<58.8>	<34.6>	<36.8>	<33.9>
他の年金制度等へ移換予定	<18.1>	<10.7>	<14.8>	<22.3>	<11.5>
分配済	<25.5>	<25.0>	<44.8>	<26.7>	<18.6>
分配予定	<17.9>	<3.8>	<2.5>	<14.3>	<32.5>
不明	<1.2>	<1.6>	<3.3>	—	<3.4>
残余財産がない (見込みを含む)	[56.5]	[47.2]	[59.3]	[57.2]	[56.1]
不明	[1.1]	[2.5]	[1.3]	[0.7]	[1.6]
解散内諾済	(7.7)	(2.4)	(5.1)	(8.3)	(8.6)
既に代行返上	(22.9)	(52.5)	(34.1)	(19.9)	(18.1)
代行返上内諾済	(10.4)	(4.7)	(9.2)	(10.2)	(12.8)
対応検討中	(2.1)	(0.9)	(2.1)	(2.1)	(2.2)
引き続き存続	(6.2)	(4.9)	(6.1)	(6.7)	(5.5)
不明	(2.2)	(0.2)	(1.0)	(2.1)	(3.3)
厚生年金基金を導入していた時期がない	70.5	54.7	66.2	69.0	75.9
不明	1.4	2.8	2.3	0.8	2.0

- (注) 1 事務・技術関係職種の従業員がいる企業41,314社について集計した。  
2 ( )内は厚生年金基金を導入していた時期がある企業を100とした場合の割合を示す。  
3 [ ]内は平成28年3月31日現在において厚生年金基金制度が既に解散している企業を100とした場合の割合を示す。  
4 < >内は残余財産がある(見込みを含む)企業を100とした場合の割合を示す。

第9表 標準掛金の事業主負担割合の状況

(単位:%)

項 目		割 合
計		90.3 (100.0)
事業主負担割合の分布	50%未満	(0.1)
	50～59%	(18.4)
	60～69%	(1.0)
	70～79%	(0.7)
	80～89%	(0.6)
	90～99%	(0.5)
	100%	(78.8)
不明		9.7

(注) 1 企業年金制度がある企業19,750社について、確定拠出年金（企業型）を除く企業年金の種類・給付形態（複数回答）ごとに集計した。

2 ( )内は事業主負担割合の回答があったものを100とした場合の割合を示す。

第10表 確定拠出年金（企業型）におけるマッチング拠出制度の導入状況

(単位:%)

導入状況	企業規模 規模計	1,000人以上			
		1,000人以上	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
マッチング拠出制度を 導入している	29.2	36.4	33.2	29.9	18.9
マッチング拠出制度を 導入していない	56.3	56.4	55.5	57.5	52.8
不明	14.5	7.2	11.3	12.5	28.2

(注) 1 確定拠出年金（企業型）を採用している企業7,453社について集計した。

2 「マッチング拠出制度」とは、確定拠出年金（企業型）において、企業の拠出額に上乗せする形で従業員が拠出できる制度をいう。

第11表 企業年金の種類別選択一時金制度の状況

(単位：%)

年金の種類	選択一時金 制度の状況	計	制度あり		制度なし	不明	
			全額のみ	一部可			
すべての種類の企業年金		100.0	69.7	35.7	34.0	14.3	16.0
確定給付企業年金 (規約型)		100.0	88.6	52.9	35.7	1.8	9.6
確定給付企業年金 (基金型)		100.0	85.3	39.9	45.5	2.3	12.3
確定拠出年金 (企業型)		100.0	62.2	17.3	44.9	12.3	25.5
厚生年金基金		100.0	48.0	21.2	26.8	27.9	24.0
自社年金		100.0	17.8	11.3	6.4	19.8	62.5
その他		100.0	51.4	49.6	1.9	48.1	0.5

(注) 企業年金制度がある企業19,750社について、企業年金の種類・給付形態(複数回答)ごとに集計した。

第12表 企業年金導入時の原資の状況

(単位：%)

原資の状況		企業規模				
		規模計	1,000人以上	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
退職一時 金制度の 原資の	全部又は一部を充当した	41.5	47.9	46.8	43.5	30.7
	全部又は一部を充当する とともに新たに企業年金 用の原資を拠出した	17.4	18.9	19.1	17.2	16.4
新たに企業年金用の原資を拠出した		22.1	17.6	20.3	22.3	24.1
不明		19.0	15.6	13.8	17.0	28.9

(注) 企業年金制度がある企業19,750社について集計した。

### 3 民間における退職一時金・企業年金の支給状況の概要

第13表 企業規模別、勤続年数別、退職事由別退職者数及び平均退職給付額

その1 規模1,000人以上

勤続年数	定年退職				会社都合退職			
	退職者数	退職一時金	企業年金現価額	退職給付額	退職者数	退職一時金	企業年金現価額	退職給付額
	人	千円	千円	千円	人	千円	千円	千円
20年	82	3,249	6,089	9,338	98	7,045	7,326	14,370
21年	84	2,921	7,435	10,356	186	9,451	8,039	17,490
22年	146	3,853	8,037	11,890	291	9,193	8,400	17,593
23年	248	4,224	8,885	13,109	775	9,309	8,200	17,509
24年	475	4,926	9,163	14,088	672	9,505	9,271	18,776
25年	469	4,970	9,641	14,611	923	10,289	10,447	20,736
26年	457	5,338	9,918	15,255	987	11,362	11,477	22,838
27年	382	5,173	10,656	15,829	555	12,456	12,257	24,713
28年	264	5,856	11,479	17,335	503	14,340	13,266	27,606
29年	210	6,166	11,537	17,702	946	15,170	16,056	31,225
30年	388	6,241	11,483	17,724	1,571	14,954	16,425	31,379
31年	321	6,776	12,365	19,141	1,477	14,467	16,992	31,459
32年	383	8,011	14,574	22,585	1,545	13,166	16,552	29,718
33年	547	9,987	16,541	26,528	1,265	11,903	17,225	29,129
34年	1,464	10,107	17,472	27,579	1,682	11,489	17,982	29,471
35年	2,593	10,442	19,083	29,526	1,449	11,358	18,648	30,006
36年	4,231	10,360	20,629	30,990	1,094	11,466	19,233	30,700
37年	5,318	10,190	20,882	31,072	803	12,530	17,212	29,742
38年	2,254	10,079	20,515	30,595	1,833	12,863	16,398	29,261
39年	661	9,921	17,520	27,441	336	13,453	15,216	28,669
40年	855	9,804	16,349	26,153	284	9,865	16,760	26,626
41年	12,450	9,654	16,349	26,003	295	6,854	16,853	23,707
42年	5,701	9,591	16,313	25,904	312	5,684	17,528	23,212
43年	166	9,522	16,067	25,589	4	x	x	x
44年	34	9,725	17,888	27,613	1	x	x	x
45年以上	65	15,800	28,880	44,680	—	—	—	—

(注) 1 「退職一時金」の額は、退職金規程等に基づき支給される保険、動産等を金額換算したものを含む額である。

2 退職給付額は、端数処理の結果、退職一時金と企業年金現価額の合計額と一致しない場合がある。

3 退職給付の額は、3年移動平均値を使用。

※ (注) 1～3は、以下第13表その2～その4において同じ。

その2 規模500人以上1,000人未満

勤続 年数	定年退職				会社都合退職			
	退職 者数	退 職 一時金	企業年金 現価額	退 職 給付額	退職 者数	退 職 一時金	企業年金 現価額	退 職 給付額
	人	千円	千円	千円	人	千円	千円	千円
20年	47	3,325	4,010	7,335	17	7,376	953	8,329
21年	70	4,714	4,504	9,218	79	10,213	2,303	12,516
22年	100	4,988	4,493	9,480	116	10,965	2,760	13,725
23年	157	4,305	4,744	9,048	127	10,410	3,485	13,895
24年	124	5,064	5,001	10,066	148	10,746	4,515	15,261
25年	226	5,100	5,444	10,544	121	10,857	5,275	16,132
26年	138	5,569	5,437	11,005	112	10,949	5,747	16,697
27年	139	4,809	5,617	10,427	116	11,216	5,781	16,998
28年	77	4,752	5,695	10,447	142	11,173	5,949	17,122
29年	82	5,817	7,822	13,639	139	12,036	5,210	17,247
30年	138	6,560	8,255	14,815	240	11,502	6,377	17,878
31年	157	7,001	8,895	15,897	231	11,417	7,487	18,903
32年	163	7,275	8,857	16,132	252	10,576	9,149	19,725
33年	181	7,706	10,108	17,814	296	10,494	9,534	20,029
34年	322	8,691	11,090	19,781	194	10,083	9,684	19,768
35年	638	8,907	12,443	21,350	161	9,690	10,700	20,390
36年	1,111	8,894	12,876	21,770	117	9,228	10,841	20,069
37年	1,324	8,883	13,075	21,958	92	9,212	11,356	20,567
38年	785	8,797	12,782	21,578	44	11,471	7,977	19,448
39年	156	9,073	11,674	20,746	85	x	x	x
40年	258	8,153	11,039	19,192	56	13,158	8,306	21,465
41年	1,390	8,576	11,177	19,753	49	12,749	11,509	24,257
42年	1,288	8,758	11,283	20,042	7	7,608	14,706	22,315
43年	33	9,588	11,308	20,896	2	x	x	x
44年	71	15,210	10,454	25,664	—	—	—	—
45年以上	40	17,902	7,874	25,776	—	—	—	—

その3 規模100人以上500人未満

勤続 年数	定年退職				会社都合退職			
	退職 者数	退 職 一時金	企業年金 現価額	退 職 給付額	退職 者数	退 職 一時金	企業年金 現価額	退 職 給付額
	人	千円	千円	千円	人	千円	千円	千円
20年	277	4,773	1,317	6,090	150	5,140	1,623	6,763
21年	279	4,590	2,291	6,881	39	4,551	3,737	8,288
22年	387	4,037	2,862	6,898	90	4,954	4,866	9,820
23年	497	3,814	3,029	6,843	152	7,596	4,277	11,873
24年	740	3,683	3,185	6,868	191	8,062	4,110	12,171
25年	529	4,965	3,290	8,254	139	9,839	4,313	14,152
26年	601	6,967	3,274	10,241	144	9,977	4,657	14,634
27年	880	7,566	3,192	10,757	240	11,064	4,247	15,311
28年	390	7,132	3,754	10,886	56	10,738	3,951	14,689
29年	377	5,093	4,715	9,808	81	9,416	5,788	15,203
30年	451	5,586	5,552	11,138	230	8,937	5,637	14,574
31年	386	5,933	5,214	11,148	140	8,576	6,420	14,996
32年	420	6,590	6,181	12,771	130	9,315	6,735	16,051
33年	477	7,452	4,986	12,438	120	11,075	7,856	18,932
34年	492	7,965	5,742	13,707	92	10,745	8,798	19,543
35年	1,154	8,127	5,937	14,064	212	12,297	5,944	18,241
36年	1,622	7,817	7,407	15,224	255	12,568	6,089	18,657
37年	2,326	7,918	8,232	16,150	208	14,349	4,663	19,012
38年	1,962	8,179	8,425	16,604	100	15,414	5,529	20,943
39年	444	9,188	7,918	17,106	94	14,790	5,103	19,893
40年	379	10,229	6,752	16,981	69	14,673	5,538	20,211
41年	2,475	10,141	7,740	17,881	5	11,834	9,478	21,313
42年	1,996	10,278	7,892	18,171	4	43,762	3,107	46,869
43年	69	10,693	8,655	19,348	—	—	—	—
44年	56	18,736	6,627	25,363	—	—	—	—
45年以上	99	20,324	492	20,816	4	48,418	3,062	51,480

その4 規模50人以上100人未満

勤続 年数	定年退職				会社都合退職			
	退職 者数	退 職 一時金	企業年金 現価額	退 職 給付額	退職 者数	退 職 一時金	企業年金 現価額	退 職 給付額
	人	千円	千円	千円	人	千円	千円	千円
20年	63	3,355	1,491	4,846	8	0	10,376	10,376
21年	57	3,601	1,604	5,205	—	—	—	—
22年	70	3,980	1,091	5,071	—	—	—	—
23年	122	4,296	1,351	5,648	10	5,347	0	5,347
24年	105	4,447	2,851	7,298	—	—	—	—
25年	210	4,643	3,373	8,016	—	—	—	—
26年	106	5,487	3,145	8,631	—	—	—	—
27年	63	6,206	1,412	7,618	—	—	—	—
28年	38	8,283	423	8,706	—	—	—	—
29年	73	6,734	695	7,429	—	—	—	—
30年	81	6,359	1,723	8,082	3	22,368	335	22,703
31年	64	4,857	2,135	6,993	—	—	—	—
32年	55	5,249	3,773	9,022	3	25,877	499	26,376
33年	91	5,557	4,434	9,991	—	—	—	—
34年	122	7,577	3,543	11,120	25	23,371	649	24,020
35年	152	9,230	5,253	14,484	37	19,120	3,263	22,384
36年	217	10,364	6,974	17,338	16	17,244	3,873	21,117
37年	466	10,372	7,745	18,116	8	11,825	8,143	19,968
38年	230	10,570	7,983	18,553	3	22,742	276	23,017
39年	81	11,115	6,481	17,597	2	x	x	x
40年	52	11,892	4,575	16,466	—	—	—	—
41年	241	9,460	6,534	15,994	—	—	—	—
42年	287	7,245	10,377	17,622	8	14,499	0	14,499
43年	—	—	—	—	—	—	—	—
44年	14	4,061	0	4,061	—	—	—	—
45年以上	—	—	—	—	—	—	—	—

#### 4 公務における退職手当及び共済年金給付制度の概要

国家公務員の退職給付については、内閣官房内閣人事局及び国家公務員共済組合連合会からデータの提供を受け、行政職俸給表(一)適用職員で平成27年度中に勤続20年以上で退職した者(公庫等職員となるなど退職手当の支給のない者、共済組合員期間20年未満の者等を除く。)を対象とし、人事院給与局で集計したものである。

##### (1) 退職手当及び共済年金給付の支給状況

退職事由別退職者数及び平均退職給付額

退職事由	退職者数 (人)	平均退職手当 (千円)	平均共済年金給付 現価額 (千円)	平均退職給付額 (千円)
定 年	1,988	22,653	2,374	25,027
応募認定	817	24,328	1,901	26,228
合 計	2,805	23,141	2,236	25,377
(割合(%))	—	(91.2)	(8.8)	(100.0)

- (注) 1 共済年金給付の年金現価額は使用者拠出分の額である。  
 2 退職給付額は、端数処理の結果、退職手当と共済年金給付現価額の合計額と一致しない場合がある。  
 3 勤続年数は、休職等の除算期間を含まない。  
 4 上記のほか、勤続20年以上の退職者としては、自己都合退職等274人がいる。

##### <参 考> 退職事由別退職者数及び平均退職手当

退職事由	退職者数 (人)	平均退職手当 (千円)
定 年	2,847	22,398
応募認定	909	24,193
自己都合	1,024	5,135
そ の 他	1,188	2,321
合 計	5,968	15,713

- (注) 1 勤続年数にかかわらず平成27年度に退職した行政職俸給表(一)適用職員(退職手当の支給のない者を除く。)を対象にしたものである。  
 2 退職事由の「その他」は、死亡、任期終了等である。



## (2) 国家公務員の退職手当制度の概要

### ① 退職手当の算定方法

退職手当は職員が退職した場合に、国家公務員退職手当法に基づいて次の算定方式により支給される。

退職手当＝基本額(退職日現在の俸給月額×退職事由別・勤続年数別支給率×調整率)＋調整額

(注) 調整率は、官民均衡を図るために一律に乗じる率(現在は87/100)

<参考> 定年・応募認定、自己都合の勤続年数別支給率(調整率を乗じた後のもの)

退職事由	勤続年数									
	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	40年	42年	45年
定年・ 応募認定	4.35	8.7	16.85625	25.55625	34.5825	42.4125	49.59			
自己都合	2.61	5.22	10.788	20.445	29.145	36.105	41.325	46.545	48.633	49.59

(注) 応募認定は、国家公務員退職手当法第8条の2第1項第1号による募集の場合の支給率。

### ② 調整額

調整額は、基礎在職期間の初日の属する月から末日の属する月までの各月毎に、当該各月にその者が属していた職員の区分(第1号区分～第11号区分)に応じて定める額(調整月額)のうち、その額が多いものから60月分の調整月額を合計した額となる。

<参考> 退職手当の調整月額区分表

(行政職俸給表(一)適用職員及び指定職俸給表適用職員の場合)

区分	対応する職員	調整月額	区分	対応する職員	調整月額
1	指定職(6号俸以上)	95,400円	6	行(一)7級	54,150円
2	指定職(5号俸以下)	78,750円	7	行(一)6級	43,350円
3	行(一)10級	70,400円	8	行(一)5級	32,500円
4	行(一)9級	65,000円	9	行(一)4級	27,100円
5	行(一)8級	59,550円	10	行(一)3級	21,700円
			11	行(一)2級・1級	0円

③ 定年前早期退職者の特例

定年前6月超15年以内に勤続20年以上の職員が早期退職募集制度により退職した場合、定年前の残年数1年につき退職日の俸給月額に3%割増して基本額を算定する。ただし、事務次官・外局長官クラスの者については割増非適用、局長クラスは1%、審議官クラス及び定年前1年以内の者は2%になる。

④ 退職手当の改正経緯（官民比較の結果によるもの）

見直し年	調査	比較結果	改正内容
昭和48年	昭和46年	官が民を約2割下回る	・官民均衡を図るため調整率（120/100）を導入
昭和56年	昭和53年	官が民を約1割上回る	・調整率を110/100に引下げ
平成15年	平成13年	官が民を5.6%上回る	・調整率を104/100に引下げ ・定年前早期退職特例措置の見直し等
平成24年	平成23年	官が民を13.65%上回る	・調整率を87/100に引下げ ・年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を図る観点から、早期退職募集制度を導入

（注） 昭和46年から平成13年までの調査による「比較結果」欄の割合は民を100とした値。  
平成23年の調査による比較結果は官を100とした値。

### (3) 国家公務員の共済年金給付制度の概要

#### ① 被用者年金制度の一元化

被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月より国家公務員の共済年金の2階部分は厚生年金に統一され、公的年金としての3階部分の職域加算額は廃止された。同時に、公務員制度として民間の企業年金に相当する退職等年金給付が新たに設けられた。

なお、一元化前の加入期間については、従前の共済年金法の規定による職域加算額（旧職域部分）が支給される。

#### ② 退職等年金給付の受給資格・算定方式

##### ア 受給資格

1年以上の引き続く組合員期間を有する65歳以上の退職者に支給される（半分は終身年金、半分は有期年金）。有期年金の支給期間は原則20年だが、本人の申出により、10年を選択すること、年金に代えて一時金による受給を選択することができる。

##### イ 算定方式

給付算定基礎額／年金現価率

##### a 給付算定基礎額

給付算定基礎額 = [平成27年10月以降の組合員期間に係る標準報酬の月額及び標準期末手当等の額 × 付与率] の累計額 + 当該各月から給付事由が生じた日の前日の属する月までの期間に応じ、基準利率により複利計算の方法で計算した利子の総額

※ 付与率は、組合員である間に積み立てられる「付与額」を標準報酬月額等に対する率で表示したものであり、連合会の定款で定められる率で、現在は15/1000。

※ 基準利率は、国債利回りを基礎として、積立金の運用状況、その見通し等を勘案して、毎年9月30日までに連合会の定款で定められる率で、平成27年10月1日から28年9月30日までの期間における率は4.8/1000、平成28年10月1日から29年9月30日までの期間における率は3.2/1000。

##### b 年金現価率

終身年金、有期年金の別に定められる年金額を算出するための率。

終身年金現価率は、終身にわたり一定額の年金額を支給することとした場合の年金額を計算するための率。

有期年金現価率は、支給残月数の期間において一定額の年金を支給することとした場合の年金額を計算するための率。

#### ③ 旧職域部分の受給資格・算定方式

平成27年10月1日前の加入期間を有する者に対して、同日以後においても、加入期間に応じた職域部分が経過職域部分として支給される。また、同日以前に受給権を有する者は、従来どおり職域部分が支給される。

## ア 受給資格

60歳以上（昭和28年4月2日以降生まれの者から段階的に65歳）、組合員期間等（他の公的年金制度の加入期間を含む）が25年以上、組合員期間が1年以上の者に支給される。

## イ 算定方式

次の a と b を比較して高い方の年金額が支給される。

### a 本来水準の額（i と ii の合計額）

#### i 平成15年3月以前の組合員期間に係る額

平均標準報酬月額 × 給付乗率1.425/1000(注2) × 組合員期間の月数

#### ii 平成15年4月以後、平成27年9月以前の組合員期間に係る額

平均標準報酬額(注1) × 給付乗率1.096/1000(注2) × 組合員期間の月数

### b 従前保障額（i と ii の合計額）

#### i 平成15年3月以前の組合員期間に係る額

平均標準報酬月額 × 給付乗率1.5/1000(注2) × 組合員期間の月数 × 0.998

#### ii 平成15年4月以後、平成27年9月以前の組合員期間に係る額

平均標準報酬額(注1) × 給付乗率1.154/1000(注2) × 組合員期間の月数 × 0.998

(注1) 平成27年9月以前の標準報酬月額及び標準期末手当等の額を基礎として計算した平均標準報酬額。

(注2) 組合員期間の月数が240月（20年）未満であるときの給付乗率は、当該率の1/2。

## <参 考> 年金の構成

62歳  
(特別支給)

経過的職域加算額
老齢厚生年金

65歳  
(本来支給)

退職等年金給付
経過的職域加算額
老齢厚生年金
老齢基礎年金

(注) 平成27年度60歳定年退職者の例。

## 5 米英独仏における公務員年金制度の概要

(2017年3月現在の状況について人事院にて調査)

項目	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	(参考)日本
定年制度	定年年齢はない  【例外】 航空管制官 (56歳) 外交官 (65歳) など	定年年齢はない (2010年4月から定年制は廃止)	65歳 (2012年から2029年にかけて段階的に67歳に上げ中)  【例外】 警察官等 (60歳) (2012年から2024年にかけて段階的に62歳に上げ中)	65歳 (2016年から2022年にかけて段階的に67歳に上げ中)  【例外】 危険を伴う職員群等 (55歳～60歳) (2016年から2022年にかけて段階的に57歳～62歳に上げ中)	60歳  【例外】 一部官職の特例定年 (61歳～65歳)
年金制度	公務員年金(注2)  【支給開始年齢】 55歳(30年以上勤務) 60歳(20年以上勤務) 62歳(5年以上勤務)  【支給額】 最も高い連続する3年間の平均給与との72.25% (38年勤続の場合)	新国民年金 + 公務員年金  【支給開始年齢】 ・新国民年金 男性 65歳 女性 2018年にかけて段階的に65歳に上げ中 (2020年から男女とも66歳)  ・公務員年金 60歳 (注3)  【支給額】 ・新国民年金 週155.65ポンド  ・公務員年金 退職時給与の47.5%の年金と年金の3年分の一時金 (38年勤続の場合)	恩給制度  【支給開始年齢】 原則65歳 (2012年から2029年にかけて段階的に67歳に上げ中。定年前に63歳以降で退職した場合は減額支給)  【支給額】 恩給算定基礎額(退職時給与×0.9901)の68.16% (最終昇任後2年未満の場合は従前官職の給与) (38年勤続の場合)	公務員年金  【支給開始年齢】 62歳  【支給額】 退職前6月の俸給年額の66.98% (38年勤続の場合)	基礎年金 + 厚生年金 + 退職等年金給付及び旧職域部分  【支給開始年齢】 ・基礎年金 65歳  ・厚生年金、旧職域部分 62歳 (2013年から2025年にかけて60歳から段階的に65歳に上げ中)  ・退職等年金給付 65歳  【支給額】 ・基礎年金 年74.11万円 (38年勤続の場合)  ・厚生年金、旧職域部分 勤続期間中の平均給与(平均標準報酬)及び勤続年数を基礎に算出  ・退職等年金給付 各月の標準報酬月額等に一定率を乗じた付与額とこれに対する利子の累積額を基礎に算出
退職給付の最終年収に対する割合 (注1)					
事務次官級	—	60.6%	67.5%	—	26.9%
局長級	71.5%	62.1%	67.5%	59.1%	30.0%
課長級	71.5%	66.4%	67.5%	59.1%	31.1%
課長補佐級	70.6%	71.5%	67.5%	59.1%	40.3%
係長級	70.6%	76.5%	67.5%	59.1%	40.3%

(注1) 「退職給付の最終年収に対する割合」は、勤続38年、年金満額支給年齢で退職した場合に受給する退職給付(年金年額に加え、退職一時金が支給される日本及びイギリスについては退職一時金を年金換算した額を含む。)の退職前の最終年収に対する割合。2017年3月現在の退職給付年額及び最終年収を基に、人事院において試算したもの。

(注2) 1983年以前の採用者に適用される年金制度である。

(注3) 2007年7月30日以降に採用された者に対しては、支給開始年齢が65歳である新しい公務員年金制度が適用されている。